

大分県企業局判田浄水場及び大津留浄水場の電気の調達に係る仕様書

1 対象建物及び需要場所

- (1) 対象建物 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり
- (2) 需要場所 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

2 用 途 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

3 仕 様

(1) 電力供給方式、標準電圧、標準周波数、受電方式等

- ア 電力供給方式
 - イ 標準電圧（常時電圧）
 - ウ 計量電圧（常時電圧）
 - エ 標準周波数
 - オ 受電方式
 - カ 蓄熱設備
 - キ 自家発電機
 - ク 余剰電力の売却
- } 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力（契約上使用できる電気の最大電力をいい、
30分最大需要電力計により計測される値が
原則としてこれを超えないものとする。）
 - イ 予定使用電力量
- } 別紙「対象施設の情報一覧」
のとおり

(3) 供給する電気の種類等

- ア 供給する電気に占める非化石価値をもつ電気の割合は規定しません。
- イ 供給する電気に非化石価値をもつ電気が含まれる場合は、非化石価値をもつ電気があることを証明する証書等は無償で提出すること。なお、提出する証書等は以下のとおりとする。
 - ・ FIT 非化石証書
 - ・ 非 FIT 非化石証書（再エネ指定あり）
 - ・ 非 FIT 非化石証書（再エネ指定なし）
- ウ 大分県企業局から依頼があった際は、上記イの比率について確認できる資料を書面（様式1 特定電源割当証明書、任意様式でも可）で提出すること。なお、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しの添付をもって代えることも可とする。また、契約満了後の次年度6月末頃に、前年度分を求めることがあるので、同様に提出すること。
- エ また、その価値については大分県企業局（以下「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

(4) 使用期間

令和9年3月1日0時から令和10年2月28日24時まで

ただし、自動検針装置の設置等の事前準備が供給開始日までに完了せず電気の供給が期日までにできない場合は、この限りではない。

- (5) 電力量の検針
 - ア 自動検針装置
 - イ 電力量計の仕様
 - (6) 需給地点
 - (7) 電気工作物の財産分界点
 - (8) 保安上の責任分界点
- } 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(9) 単位及び端数処理

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(10) その他

- ア 契約使用期間における予定平均力率は、下記のとおりとする。(令和7年度実績より)

判田浄水場、大津留浄水場 97%

- イ 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- ウ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電気料金の燃料費等調整費及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める標準供給条件又は託送供給約款によるものとする。
- エ 料金の請求は、別紙対象施設の情報一覧に定める施設ごとに分けて行うこと。請求書の送付先は大分県企業局総務課総務調整班(〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1 大分県庁別館4階)とするが、webページで請求書を発行する形式でも可とする。ただし、請求内容(利用期間、振替日)を表示すること。
- オ 電力供給の切り替えに係る手続(書類作成等)は、電力供給者が行うものとする。
- カ 大分県企業局から依頼があった際は、月ごとの各施設の消費電力量、最大電力等を一覧表にして提出すること。
- キ 判田浄水場には大分市上下水道局と共同する施設があり、負担金を請求する証拠書類として、請求書を同局に開示するので、あらかじめ了承すること。
- ク この仕様書に定めのない事項については、別途、協議の上決定する。